（事業譲渡等の認可の申請）

第二十三条　銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～九　略］

九の二　当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十・十一　略］

２　［略］

（外国銀行代理業務に係る届出）

第三十四条の二の二　法第五十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一　銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ　法第十六条の二第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることについての認可

ロ　法第十六条の二第五項ただし書の認可

ハ　法第三十条第一項から第三項までの認可

ニ　金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項の認可

二　銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ　法第五十二条の二十三第三項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることについての認可

ロ　法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可

ハ　法第五十二条の三十五第一項から第三項までの認可

２　［略］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次に掲げるとき。

［イ・ロ　略］

四　［略］

２　第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

［３～５　略］

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十三条　［同上］

［一～九　同上］

九の二　当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十・十一　同上］

２　［同上］

（外国銀行代理業務に係る届出）

第三十四条の二の二　［同上］

一　［同上］

イ　法第十六条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第七項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ　法第十六条の二第八項ただし書に規定する認可

ハ　法第三十条第一項から第三項までに規定する認可

ニ　金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項に規定する認可

二　［同上］

イ　法第五十二条の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ　法第五十二条の二十三第七項ただし書に規定する認可

ハ　法第五十二条の三十五第一項から第三項までに規定する認可

２　［同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五　［同上］

［一・二　同上］

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

［イ・ロ　同上］

四　［同上］

２　第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

［３～５　同上］